

第一号宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費負担及び教育施設費負担の軽減に関する請願書について、請願者より取り下げ願いが提出されたものであります。

事務局として取り下げ願いを朗読いたします。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

暫時休憩いたします。

午前十時十分

休憩

午前十時十一分

開議

○議長（末次性男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま申し上げました、総務委員会において付託審査中と申し上げましたが、これは建設委員会において付託審査中ということで、御訂正を願いたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○二十二番（貫井喜代次君）

いま、これから日程第一で起こしてある請願の取り下げ願について、この件について、さっき局長からその取り下げの後

またこの請願が出ています。受けたという事です。これは、どういうことを意味しているのか。これからやるこの請願の取り下げがよろしいということに

なつて初めて、私は受けべき性格のものだと思うんです。まだ、これが決定をしてない前にこれを受けようという事は、これはどういう意味をもたらすものか。私はそう思います。

○議長（末次性男君）

暫時休憩いたします。

午前十時十二分

休憩

午前十時二十八分

開議

○議長（末次性男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

さきに事務局長として諸般の報告をいたしましたが、一部訂正をしたいと思いますので、訂正をいたします。

○議会議務局長（本田 進君）

どうも貴重な時間、申しわけございません。先ほど御報告いたしました報告事項のうちの請願書の受理につきましては、全部を報告の中から取り消させていただきます。

○議長(末次性男君) 事務局として取り下げ願いを朗読いたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって本件取り下げ願

いは承認することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二議案第十号福生市非常勤の特

別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第十号について、当委員会の審査概要を御報告申し上げます。

なお、御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本条例の一部改正は、予防接種医を初め、学校関係や保育園関係の医師の報酬を引き上げるとともに、今回、新たに専任の教育相談員を加え、月額十三万円とする内容のものであります。委員より、この改正額については西多摩医師会関係の市町村は統一的な額なのか、どうなのか。学校医については、二枚以上兼務すると報酬を減額しているが、保育園関係は減額をしてない理由は一体どういうことなのかといったような質疑がなされました。

これに対しまして、理事者側よりは、今回の額は、昨年十一月に西多摩医師会と市町村の代表者で話し合っただけで統一した額となっております。学校医については、医師会との協定により管理手当が一枚目に支給されて

おり、保育園関係の医師には支給されておられないといった関係で差を設けたわけである。

このような答弁がなされ、本案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたような次第でございます。

よろしく御審議の上、委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。大変簡単でございますけれども、審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、

委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) この際、日程第三及び日程第四の二案を一括して上程いたします。

日程第三議案第十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第四議案第十二号 福生市郡市計画税条例の一部を改正する条例

以上、二案を一括して議題といたします。

本二案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、ただいま一括議題となりました議案第十一号及び議案第十二号につきまして、審査の概要

を御報告申し上げます。

なお、御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本条例の内容は、両案とも国の地方税法の改正に伴う固定資産税台帳の縦覧期日が延期され、固定資産税及び都市計画税の納期の特例を設けるとともに、用語等の整備を行うというものでございまして、委員から、第八十八条第一項中第七号を第九十六条に改めるということは前に誤ってしまったものか、今後は統一的に用語等、条例を整備できないものか、あるいはまた、自家発電と電気税等についての質疑があり、これらに対して、理事者側より、第八十八条中の改正は条例の見直しをしている際に発見されたものである。全体的に条例の見直しをする必要があると思うが、逐次改正する際に整備をしていきたいと思う。自家発電の関係は、横田基地及び国鉄は電気税の適用はされていないが、この自家発電については、東京都に問い合わせたところ、使用料の把握が困

難のために電気税を課さないのが適当であるということであるとの答弁がなされました。

本二案につきまして、原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

よろしく御審議の上、委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。簡単でございますが、審査報告とさせていただきます。

議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十一号及び議案第十二号は委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よつて議案第十一号及

び議案第十二号は、委員会審査報告により可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第五議案第十四号福生市福祉社会館条例の二部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君)

御指名でございますので、議案第十四号について当委員会審査報告を申し上げます。なお、結論についてはお手元に御配付の報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。補足して御説明いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、福祉事務所長より説明を受けました後、各委員より、福祉社会館条例、社会福祉教育施設に関する施行規則をいじらなくてよいのか。第五条の三号として入れる。前二号に掲げる以外の施設とは何か。母子及

び寡婦福祉法は、法律第何号で、何年にできたか等々の質疑が出されました。

これらに対し、施行規則は廃止する。第二号に掲げる以外の施設とはいままでの社会教育施設であったところである。いままでどおり、市民に利用していただくため、老人、心身障害者、学童保育等の事業を行う施設と、明確に区分するために設けた。母子及び寡婦福祉法は五十六

年六月にできて五十七年四月一日から施行されるものであり、法律第七十九号であるとの答弁があった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

い申し上げまして、審査報告といたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、委員会報告
により可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

御異議なしと認めます。よって議案第十四号
は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君）

日程第六議案第十五号福生市福東会館条例
の一部を改正する条例を議題といたします。

本会館については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長
から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名でございますので、議案第十五号
福生市福東会館条例の一部を改正する条例について、御報告申し上げ
ます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は、目略させていただし、
直の概要を補足して申し上げます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず、課長より福東会館の管理委託について委託料の支払いに
ついての規定を整備しようとするものであり、四月一日より施行しようとす
るものであるとの説明を受けた後、質疑に移りました。

各委員より、自治会も公共的団体とみなされるので、公の施設の管理
委託ができるが、その場合には委託の条件、相手方、委託料を条例
中に規定すべきであるとの自治省の解釈があるが、理事者はこの点を
どのように考えているのか。市規則で定めるところがあるが、規則の内容についての
原案ができていると思うので、それを伺いたい。各町会の会館を参考に
して委託料等の基準を決めるものと理解している。これは他の町会の会館
との関連もあるので、慎重に検討すべきだと再三言うたわけである等
の発言がありました。

これらに対して、自治省の見解については今後十分検討させていただきます。

基本的条項としてうたう必要があるとなれば早い機会に報告し、改正の必要がある場合にはその提案をさせていただくことをお願いしたいと考へて
いるので、時間をいただきます。規則についてはまだできていないので、御意
見を十分参考にして、町会関係者とも協議して基本的な条項の中
に手数料、動力料、使用料なども盛り込んだ規則を定めたいと思ってい
る。施行日については、条例と同じく四月一日から施行したい旨々の文
件があり、委員より、規則については次の委員会なり協議会に配付する
よう要望が出された後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案
のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。
よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願い
願ひ申し上げます。報告いたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、委員会報告ど
おり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よって議案第十五号

は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第七議案第十六号 福生市国民健康保
険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君)

御指名でございますので、ただいま議題となっております議案第十六号について、当委員会が宙査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます、宙査の概要を申し上げます。

(議案宙査直報告書) 別添参照

課長より、今回改正する条文は第六条第一項の八万円を十万円に改めるもので、国の補助基準が十万円に改正されたのを受けたものであり、施行日は四月一日から、経過措置として、施行日以前の出産にかかえる者については従前どおりということでありますとの説明を受けた後、質疑に移りました。異議なしとの発言がありましたので、お諮りいたしましたところ、全員一致で原案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。宙査報告といたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の宙査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十六号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、委員会宙査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第八議案第十六号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案については、総務・建設・厚生三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長石川慶一郎君。

(総務委員長 石川慶二郎君登壇)

○総務委員長(石川慶二郎君) 御指名がございましたので、議案第十八号のうち、総務委員会所管分につきまして審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

総務委員会に付託されました部分は、歳入の全般と、歳出におきましては戸籍住民基本台帳費を除く総務費、土木費中の住宅費、教育費中の福東会館関係の委託料を除く教育費、公債費、諸支出金及び予備費でありまして、それぞれ各担当より内容説明を受け、質疑を行ったわけですが、その主な内容につきまして御報告を申し上げます。まず歳入におきましては寄付金に関連として宅地開発指導要綱による今回の寄付は何の目的のものか。また、この要綱と法律の関係はどうか。保育所措置費において、他市町村からの入所はどうか。

ておるのか。あるいは、国民年金の印紙売り払い金の減額、あるいは、衛生手数料の未収金はないのか。それから、通所訓練事業運営費補助、いわゆるれんげ作業所の都の補助金が前回の補正でも減額をし、さらにまた、ここで減額しているけれども、その理由はどうかということになったような質疑がなされたわけでありますけれども、今回の指導要綱による寄付は、教育施設関係のものである。この寄付を業者側が拒否をした場合に法的解釈からしますと議論の余地もあるが、こうした要綱ができた背景には、当時のマンションブーム等による行政需要をある程度抑制しようというのと、当時、議会側からの指摘もあって要綱をつけたという経緯もあり、実質的には負担金的人格を有しており、事前に関係者との協議をして行っている中で、係争問題は起っていない。また、他市町村からの入園は、青梅市から一名、羽村町からは三名が来っており、福生市からも近隣市町に入所してある。国民年金の印紙売り払い代金として八千五百万円の減額であるけれども、免除者や、あるいはまた不在者の見込みが少なかつたとか、あるいは被保険

者の伸びが鈍化していることも関係していると思う。

衛生手数料の未収関係は会計閉鎖後五月三十一日までの出納閉鎖期間中に徴収しており未収はない。

れんげ作業所については、当初十一月に開所予定したけれども、結果的には一月と早めたための減額である等の答弁がなされました。

さらにまた、歳出関係におきましては、労働費の西多摩勤労者福祉協議会はどういうものなのか。第八小学校用地の買収状況はどうなのか。

三小、六小、七小の水道管を小さくしたというけれども、他の学校はどうなっているのか。三中のピアノの購入はもっと早くすべきであったのではないか。そのほか、学校給食費の問題とか、あるいは市民会館関係の質疑等がなされたわけでもございまして、理事者側より、西多摩勤労者福祉協議会は西多摩地区における会社や官公庁の組合で組織され、当初で二十万円の負担金を計上したが、自治体だけで賛助金的なものを出していたが、今後はこの協議会に加盟している会社等も出すべきであるということから、本年度は十万円としたわけである。その活動報告は毎年提出されている。

また、八小の用地関係は、関係地主との協議が整わない点もあって、まだ終結あてはないけれども、代替用地については物色中であり、多少時間がかかるものと思おう。

学校の水道管につきましては、各学校の口径は、一般的なもの五十三ミリ、プールについては七十五ミリとなっているけれども、第二小学校だけは大きいので今後検討していきたいと思おう。

三中のピアノについては、ここで校歌もでき、体育館にピアノがないと合同の練習ができないとか、「卒業式には使用したい」という学校側の要望もあって、六十万円の補正をお願いした。

市民会館の光熱水費が減額になっているのは、暖房費を、使用しないところをとめるなどして積極的に節約をしたものが減額の理由であり、

また、主催事業の減額は、当初、演劇を計画したけれども、劇団側の関係からできなくなったために、事業委託料及び会場借り上げ料と、それだけ減額したわけであるなどなどの答弁がなされたわけでありまして、本補正予算中、総務委員会所管分については、原案のとおり可決す